第四次中城村国土利用計画

平成24年4月

中 城 村

目 次

計画の目的と前提

第1章村土利用に関する基本構想

1. 木	寸土利用の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	土地利用の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)	地域特性·····	1
(3)	土地利用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(4)	土地利用の基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2. ±	也域類型別の村土利用の基本方向 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
(1)	平坦地域· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
(2)	斜面地域	6
(3)	台地地域·····	7
(4)	沿岸地域·····	7
3. 🔻	列用区分別の村土利用の基本方向 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
(1)	農用地····································	9
(2)	森林 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
(3)	原野 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
(4)	水面•河川•水路······	9
(5)	道路 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
(6)	宅地 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10
(7)	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(8)	沿岸地域·····	10
第2章利用区	分ごとの規模の目標及びエリア別の村土利用の目標	
1. 🔻	利用区分ごとの規模の目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
(1)	基準年次及び目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2)	目標年次における将来人口の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(3)	目標の設定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(4)	目標年次における規模の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
2. =	ェリア別の村土利用の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	エリア区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)	エリア別の村土利用の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

第3章第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

	2. 3.	公共の福祉の優先 15 土地利用に関する法律等の適切な運用 15 地域整備施策の推進 15 15 15 16 16 17 17 18 18 19 19 10 10 10
		土地利用に係る環境の保全及び安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		土地利用の転換の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
		土地の有効利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
	7.	村土に関する調査の推進及び成果の普及、啓発・・・・・・・ 17
資料編		
	1.	人口・世帯数の推移及び村土利用の推移・・・・・・・ 資料-1
	2.	過去からの人口推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料-2
	3.	年齢階層別人口の推移(5歳階層別) ・・・・・・・ 資料-3
	4.	産業別就業者数推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料-4
	5.	土地利用の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料-5
	6.	利用区分別単位の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料-6

参考資料

- 1. 第4次中城村国土利用計画の策定経緯
- 2. 中城村国土利用計画等検討委員会設置要綱

計画の目的と前提

第四次中城村国土利用計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、中城村の 行政区域における国土(以下「村土」という。)が現在及び将来において村民のため の限られた資源であり、生活、生産を通ずる諸活動の基盤であるという認識のもと に、本村の自然的、歴史的・文化的及び社会的、経済的諸条件に十分に配慮し、村 土の均衡ある発展と村民の安全かつ健康で文化的な生活環境を確保することを目的 としている。

そして、村土の適正かつ合理的な利用を図るために、土地利用に関する諸計画の 総合調整機能を果たし、土地利用行政の基本指針となるものである。

なお、本計画は、将来における社会経済情勢の動向に対応し、地域実情に整合するよう必要な見直しを行うものとする。

第1章、村土利用に関する基本構想

1. 村土利用の基本方針

(1)土地利用の基本的な考え方

村土の利用は、村土が現在及び将来における村民のための限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるという基本的認識に立って、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と地域性豊かな村土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行う。

(2) 地域特性

①位置・地勢

中城村は、沖縄本島中部地域の東海岸側に位置し、県都那覇市からおよそ 15km の圏域にある。東側は中城湾に面し、北側は北中城村、西側は宜野湾市、南側は西原町と接している。また、立地条件を反映して、那覇都市圏と沖縄都市圏への村民の通勤や買物などの日常生活圏が形成されている。都市計画区域では那覇広域都市計画区域に設定され、広域行政区域では中部広域市町村圏に編入されており、総面積は、15.46km²となっている。

村域は、明瞭な地形区分が可能であり、中城湾側から沿岸地域、平坦地域、斜面地域、台地地域に大きく4つに区分される。

図:中城村の位置



沿岸地域は、中城湾(太平洋)から発達したリーフの内に岩礁と砂礫から連なる比較的遠浅の、 沖積低地の沿岸で、昔ながらの自然が残る海岸は、地域の人が潮干狩りや磯釣りの場として利用 されながら、一部は、エココースト事業による海浜公園化やマリンレジャーを楽しむスポットと して利用されている。

平坦地域は、国道 329 号の東側に広がる海抜 10m以下の沖積低地で集落の立地や農用地利用を 主としている。

斜面地域は平坦地域の西側、南北に帯状に連なっており、村の自然景観の骨格となり、また豊かな生態系を育む場所として重要な機能を担っている。

さらに斜面地域の西側は台地地域となっており、宜野湾市と隣接している。小さな起伏の丘陵が続き、森林や農地が主体となっているが、南側に位置する南上原地区においては、琉球大学の立地等を契機に都市景観が展開している。村内及び隣接市町村を結ぶ広域的な幹線路としては、沖縄自動車道をはじめ国道 329 号、県道 146、35、32 号線、那覇北中城線(29 号)等が重要な機能を果たし、村道、農道との連結によって道路網が形成されている。

2沿革

中城村内には先史時代の遺跡はほとんど発見されていないが、北隣の北中城村の先史時代の例と同じく、人々はまず台地に定住し、比較的早く海岸に近い平地に移動して小集落を形成したと考えられている。中城の確実な歴史は、15世紀に中山の有力な武将だった護佐丸が読谷山の座喜味城から中城城に移ってきた時から始まる。護佐丸ははじめ山田城(現恩納村)に拠り、座喜味城に移った。その娘は尚泰久王の妃になった人で尚泰久王は護佐丸に首里城に近いこの地を与え、城を造らせ、中城按司に封じた。これは、当時勝連半島にあった阿麻和利を牽制するためであったといわれている。護佐丸は屋宜を港にして日本本土との貿易を盛んにし、勢力を増強したが、1458年阿麻和利の議言(ざんげん)により、反逆者として攻撃を受けて自害し、その後、尚真王が中央集権を握ると、この地にも按司が派遣され、この地を支配した。その後、首里王府の直轄地となって近世に至るが、中城村域の村々は、明治5年に琉球藩、明治12年の廃藩置県で沖縄県の所管となり、明治29年中頭郡に所属。そして明治41年島嶼町村制により、中城間切の伊集、和宇慶、津覇、奥間、安里、当間、屋宜、伊舎堂、添石、泊、久場、新垣、の12村と現北中城村域の11村をもって中城村が成立した。しかし、沖縄戦後、村は米軍施設によって南北に分断されたため、統一行政が困難になり、昭和21年5月20日、北部を北中城村として分村した。

本村では、産業の振興に力が注がれてきた。農業はサトウキビを中心に営まれていたが、昭和55年頃から花卉園芸も広く営まれ、都市近郊型の農業形態へ移行している。海岸沿いには比較的大きな石油精製・アルミ・製紙・製材などの工場が建設されてきた。

近年、西原町から本村の南上原にかけて琉球大学のキャンパスができ、南上原を中心に都市文化 交流拠点としての発展も期待されている。

さらに、石油精製工場は、発電所へ、製紙工場は、住宅地へと変化を見せている。

③自然環境

本村は太平洋を東に望む海岸線を有し、海面を照らしながら登る朝日や海と空の広がりを眺望できる壮大な景観が大きな特色となっている。また、自然景観の骨格である南北に伸びる斜面緑地や、国道329号から東の平坦部に広がる農地を中心とした良好な田園風景が、本村における自然環境の豊かさを支える要素となっている。また、中城湾に面する海岸線は、基本的にサンゴ礁の発達した自然海岸を有している。吉の浦公園周辺においては、砂浜の海岸としての、親水性の高い空間を人工的に創出している。

④歷史·文化

本村には、先史時代より連綿と受け継がれてきた固有の歴史があり、護佐丸がこの地を統べていた中世から近世にかけては、中城城跡をはじめとして、護佐丸の墓、安里のテラ、伊舎堂の三本ガジュマル等、その時代の本村の発展を物語る数多くの史跡が残されている。

また、御嶽や拝所等の生活に密着した歴史環境や、フクギの生け垣、屋敷林等の集落景観も至る所で目にすることができる。

⑤人口

人口(国勢調査)は、平成2年の12,060人から、平成7年13,832人、平成12年14,987人、 平成17年15,798人、平成22年には、17,680人と年々増加しており、平成17年~22年の人口増 減率11.9%(1,882人)増は、平成22年国勢調査の市町村別人口増加率順位において、全国10位 となっている。増加要因として、県営団地の建設に始まり、南上原の土地区画整理事業地域への 分譲住宅や高層マンション等の立地による安定した住宅供給があると考えられる。

また、世帯数 (国勢調査) も平成 2 年の 3,434 世帯から、平成 22 年 6,268 世帯と倍増しており、 人口増同様の南上原区画整理事業による安定した住宅供給が要因と考えられる。

年齢構成別人口(国勢調査)でみると、15 歳未満人口が平成2年の2,424人から、平成22年2,904人と人口増とともに増えてはいるが、総人口比率からは、平成2年の20.1%(国勢調査)から、平成22年16.4%へと減少傾向をたどり、反対に65歳以上人口が平成2年の1,560人(国勢調査)から、平成22年2,913人と倍増し、総人口比率からも平成2年の12.9%(国勢調査)から、平成22年16.5%へと増加しており、本村においても少子高齢化が着実に進んでいる。

6産業

本村における産業は、サトウキビを主要作物とする農業を基盤にして発展を遂げてきた。しかし、近年におけるサトウキビ生産を取り巻く環境悪化から、野菜、花卉、果物への転換が進んでいる。

また、建設業を中心とする第二次産業は横ばい傾向であり、第三次産業ではサービス産業の増加が顕著である。村全体において農漁業の一次産業を中心とした形から第三次産業を中心とした産業構造への移行が見られる。

農業を基幹産業とし、中部広域圏の中でも農業就業比率が高いことが本村の特徴であるが、近年における人口の社会増に伴う労働力人口の増大は、第三次産業を中心に就業構造の高度化を一層進行させているものとみられる。

(3)土地利用の状況

本村においては、隣接市町村における市街化の急速な拡大とともに、台地地域では、琉球大学を中心とした南上原地区土地区画整理事業が進められている。その結果、都市的土地利用の需要の拡大が今後も見込まれ、さらに商業・業務系用途の立地が今後も引き続き見込まれている。

一方で、平坦地域を見てみると、国道 329 号の幹線路の沿線では、宅地や各種事業所の立地が 散在、拡大しており、集落間の連坦化が進行しているものの、大部分を占める農地や点在する既 存集落においては、大きな土地利用の変更は見られず、良好な景観が保全されていると言える。

また、沿岸地域では、一部に工場等の立地によって工業的土地利用が促進されている。斜面地域は、変化に富んだ地形を有し、自然機能の保全強化とともに、森林や中城城跡などの地域資源を活用した土地利用の進展が予想される。一方で、近年においては墓地開発の件数が増えてきており、国道から目立つ場所への開発等が問題になってきている。

利用区分ごとの土地利用の推移をみると、農用地で平成12年と平成22年の構成比率で比較すると、44.2%から38.1%へと減少している。宅地は、住宅地で9.2%から9.9%へ、事務所等で1.7%から2.6%へと上昇がみられる。工場用地については、2.5%から0.6%に大幅な減少となっているが、大規模な工場用地(約20ha)であった日本石油精製の撤退がその要因である。森林については、17.8%から16.5%に減少している。これは墓地を含めた開発行為によるものであると考えられる。また、道路整備の進捗に伴い、道路の面積割合は10.5%から11.0%に増加しており、特に一般道の整備が進んでいる。本村の土地利用を取り巻くこうした状況の中で、村が抱える土地利用施策の課題の一つとして、住宅用地の確保が挙げられる。村土の大部分が市街化調整区域及び農振農用地区域が設定されているため土地利用施策へ制限があり、住宅用地の確保が難しい状況下、村民からは、農用地でも、子弟がもっと自由に住宅用地への転換が出来るよう求める声が多くある。今後も宅地化のニーズが見込まれることから、均衡の取れた土地利用の推進を図っていくことを前提として、農用地(ただし、原則として農振法に基づく農業農用地区域、農地法に基づく農地転用許可基準上の甲種農地及び一種農地を除く)においても、一定の条件のもと住宅の建築が可能となるよう検討を進めているところである。また、森林、海岸線などの自然環境は、本村の豊かな景観の根幹をなすものであり、積極的な保全・活用を図っていくことが必要である。

さらに、世界遺産である中城城跡周辺地の県営公園整備の進捗や、農山漁村地域においてその地の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動への需要が徐々に増加していることなどを受け、本村においても、観光・ツーリズムへの取り組み等、村の活性化に向けた動きが今後本格的に活発化していくであろうと考えられ、体験施設、休養施設や宿泊施設、販売施設等の立地を今後検討していく中で、これらの整備に対応した土地利用を推進していく必要がある。こうした観光振興への取り組みは、新たな村内における雇用を創出することにつながり、村の産業振興の一端を担うものになると考えられる。

(4) 土地利用の基本的方向

村土の利用計画は、村土が次世代へ継承すべき資源であり、生活及び生産を営む諸活動の基盤であるという基本認識のもとに策定する。そして、本村の自然環境や社会経済的及び文化的諸条件等の地域特性や動向をふまえ、村づくりの将来像である「心豊かな暮らし~住みたい村、とよむ中城~」の実現にむけて、充実した生活の諸機能を発揮するための村土利用の発展をめざす。そのために、つぎのような村土利用の基本方針を設定する。

①秩序ある土地利用の実現と良好な市街地環境の実現

農用地(ただし、原則として農振法に基づく農業農用地区域、農地法に基づく農地転用許可基準上の甲種農地及び一種農地を除く)においても、均衡の取れた土地利用の推進を前提とした住宅地への検討をしているところであるが、土地改良事業の導入された大部分の農用地については、現況の土地利用保全を基本とする。新たな土地利用の導入も含め、農業系土地利用、住宅系土地利用、商業系土地利用、工業系土地利用等異なる土地利用の調和のとれた配置を実現していくとともに、地域の生活拠点形成のため、地区施設等の適切な配置や地域間連携が密接に行えるきめ細やかな土地利用誘導を図る。また、既存の集落及び新興住宅地において、緊急避難広場や緊急避難道路の確保と整備を行う等、安全で防災性の高い住環境を形成していく。

②自然環境の保全と共生

本村の大部分を占める農地や森林、海岸線などの自然環境は、中城村民のみに留まらず、県中部地域における都市居住者にとっての貴重な共有資源である。近年においては、地域の資源を活かした個性的で魅力あるまちづくりが一層求められる時代となってきており、自然景観や広大な田園風景などの本村の魅力の維持・向上に努め、これらを最大限に活かすことができるむらづくりを進める。さらに、災害の発生防止や温暖化の防止など潜在的な機能や将来にわたる食糧供給の基盤としての重要な機能を有することから、人と自然が共生しながら自然環境を保全していくためのむらづくりを進める。

③将来都市構造を踏まえた土地利用の配置

県全域および近隣市町村における土地利用動向と整合を図った土地利用の配置を行う。また、 斜面緑地を境に二分化された平坦地域・台地地域ごとに村民の生活に対応する商業地や住宅地を 配置する。さらに、沖縄電力吉の浦火力発電所の周辺地域においては、発電所の立地を契機とし た良好な居住環境を備えた生活拠点及び地域産業拠点を形成するため、今後も継続的な市街化区 域への編入を図っていく。一方、市街化調整区域についても、都市計画マスタープランなどとの 整合の中で、計画的に市街化を検討していく区域については、良好な都市環境の確保や都市機能 の更新、居住環境確保等について地域の特性を活かした総合的な整備を検討していく。

2. 地域類型別の村土利用の基本方向

地域類型別に以下の方針を土地利用の基本方向とする。

(1) 平坦地域

この地域は、国道 329 号より東側で中城湾に面した平坦な低地域である。面的広がりに富み、肥沃な土壌条件や近年における生産基盤整備の進展等に支えられて農用地利用を主体とする。国道を軸にして集落が立地しているが、国道沿線の宅地利用によって集落間の連坦化が進行している。役場周辺地域に主要な公共施設が立地し、村民に対する行政サービスの拠点を形成している。運動公園を中心とする地域では、公園・レクリエーション機能等村民の交流拠点を拡充しつつ、漁業関連施設の整備や商工業用地などの適正な配置・誘導によって合理的な土地利用を図る。また、村民からの要望をふまえ、公共施設などの中心的機能の整備拡充と適正配置に努める。集落域においては居住環境の整備とともに、宅地需要の動向を踏まえ、適切な利用形成に努める。

また、久場・泊地区の市街化区域編入を基盤として工業適地の確保を行い、新たな企業の誘致や起業家への支援により雇用機会の拡大を支援する。

- ●田園居住を促進する居住環境整備●農用地の高度利用の促進、農業関連施設の整備
- ●商工業用地等の適正配置・誘導●公共施設等の中心的機能の整備拡充と適正配置

対象となる集落:伊集の一部、和宇慶の一部、南浜、北浜、津覇の一部、奥間の一部、浜、安里の一部、当間の一部、屋宜の一部、添石の一部、伊舎堂の一部、泊の一部、 久場の一部

(2)斜面地域

この地域は、国道 329 号の西側の斜面域であり、緩傾斜及び急傾斜した地域である。地形的変化に対応し、集落域、農用地、山林・原野等に土地利用がなされており、とくに森林の分布や中城城跡の立地は、自然的、歴史的景観を特徴づけている。今後とも地形条件等に十分配慮し、居住環境の整備、需要の動向を踏まえた適切な宅地の利用形成、農用地の高度利用、自然機能の保全強化を土地利用の基本とする。また、環境特性を生かした公園・レクリエーション機能等の計画的な形成と、散在分布する墓地については「中城村墓地整備基本計画」に基づき集約化を図り合理的な土地利用を確立する。

- ●防災等の村土保全、環境浄化や自然景観創出等の自然機能の保全強化
- ●墓地の適正配置と景観的側面からみた土地利用規制
- ●環境特性を活かした公園、レクリエーション施設等の整備
- ●土地需要の動向を踏まえた適切な農用地の活用
- ●森林等の自然環境保全

対象となる集落: 伊集の一部、和宇慶の一部、津覇の一部、奥間の一部、安里の一部、当間の 一部、屋宜の一部、添石の一部、伊舎堂の一部、泊の一部、久場の一部

(3)台地地域

この地域は、斜面地域から西側に傾斜し、3市町村に接する西部地域であり、台地緩斜面、谷底平野等の地形的変化に富んでいる。土地利用は森林や農用地を主体に集落が立地しており、琉球大学や沖縄自動車道の立地等を契機として、宅地利用が進行している。

県営中城公園整備の進捗や、将来予想される宜野湾市の普天間基地返還による再開発等を考慮し、今後、土地区画整理事業や都市機能の整備等によって、計画的な市街地形成を推進していくべき地域であるが、森林などの自然条件や集落環境の保全をはじめ農用地利用との整合性に十分配慮した土地利用を基本とする。また、琉球大学を核とした市街化区域は、土地区画整理事業を継続的に推進し、居住者の増加及び商業施設や事業所の誘致等、計画的な市街地形成を今後とも推進する。県営中城公園とその周辺地においては、森林や歴史的資源を生かした公園・レクリエーション機能等の計画的な形成とともに、地域開発の動向をふまえ、公共施設・墓地などの適正配置と土地の合理的利用に努める。

- ●森林等の自然環境保全
- ●居住ニーズに応じた新たな居住環境整備
- ●公園、レクリエーション・スポーツ施設等の整備
- ●地域開発の動向に対応した都市施設等の適正配置

対象となる集落:登又,新垣,北上原,南上原

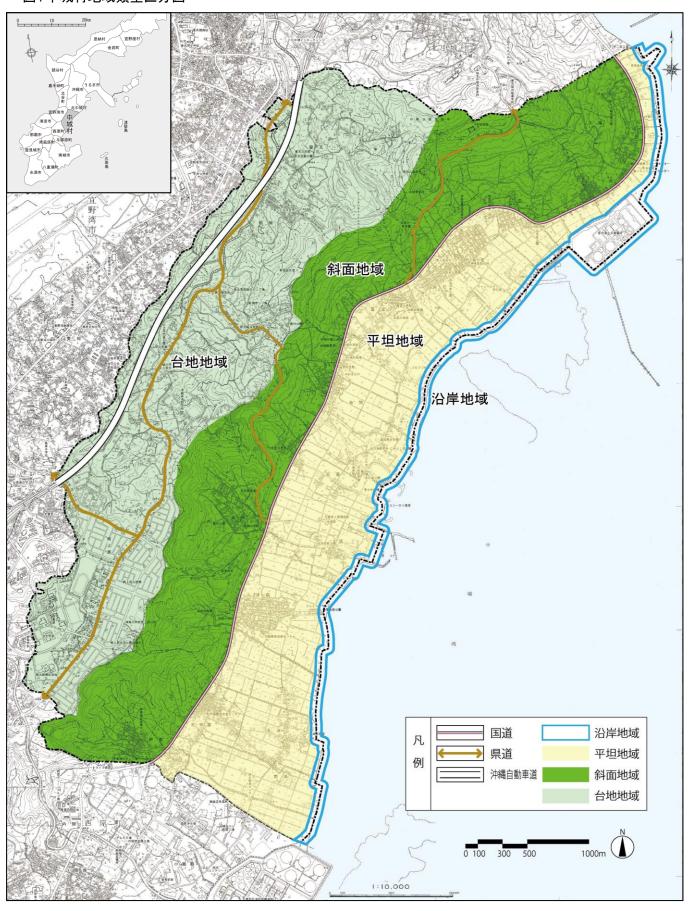
(4)沿岸地域

本村の沿岸地域は、自然的条件に恵まれ古くから沿岸漁業が営まれてきた。近年においては、 運動公園施設や海辺の生態環境保全を図るエココースト整備、中城浜漁港の漁業関連施設をはじめ、食料品加工業、発電所、建設関連事務所等の企業が立地し、土地利用を特徴づけている。

また、海岸はレクリエーションの場として村民に親しまれている。産業振興を図るために拠点機能の整備拡充を図りながら、沿岸地域の産業基盤活性化に努めるとともに、保安林等森林のもつ公益的機能の保全に配慮しつつ、海浜の優れた自然環境を活かし、漁業、観光・ツーリズム等の産業振興や住民の生活空間の創出等に努める。

- ●公園、レクリエーション施設の拡充
- ●海浜の優れた自然環境を活かした、漁業、観光等の振興拠点の創出
- ●産業振興のための整備拡充

図: 中城村地域類型区分図



3. 利用区分別の村土利用の基本方向

村土利用の基本方針をふまえ、村土の利用区分とその利用の基本方向をつぎのとおりとする。

(1)農用地

農用地は、今後とも村土利用の主体をなすものであり、農業生産の基盤及び環境創出等の役割として、その保全と確保に努める。

農用地利用にあたっては、本村の地域特性を生かし、亜熱帯農業の進展や農業生産技術の向上等に対応した施設園芸等の高付加価値農業の振興によって農用地の高度利用及び都市近郊型農業への転換等を図る。また、生態系や景観の保全、防災に配慮して農地や農業施設を整備するとともに、消費者の「健康」、「安心」、「本物」志向に対応した有機・減農薬作物の栽培を行うことにより、環境保全型の農業を確立していく。

(2) 森林

森林は、本村の土地利用を特徴づけており、今後とも村土の骨格となるものである。とくに、 丘陵斜面地域に分布する森林は、村土保全をはじめ自然環境や地域景観を創出するうえで重要な 機能を果たしている。したがって、斜面地域の森林全域を対象に、優れた自然環境の優先的な保 全に努めるとともに、森林浴や探勝などの憩いの場としての機能充実を図る。

(3) 原野

原野のうち、貴重な自然環境、歴史的環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から、その保全に努める。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、農用地、森林、宅地等への転換により、村民生活や生産活動向上のための適正な利用を図る。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路について、平坦地域は環境特性に反映されて地下水が豊富であり、今後ともその保全によって、農業用水や多目的な利用を図る。河川は、台地地域で普天間川(二級河川)の水系が発達しており、流域保全のための整備を促進する。

水路は、雨水の円滑な処理、農業生産性の向上、防火防災等の役割から、その機能が十分発揮されるような整備を推進する。

また公共下水道の普及にあわせ、水質浄化とともに、部分的・段階的に河川や水路の自然環境復元による親水空間の創出等を図り、自然環境保全に向けた取り組みを促進していく。

(5) 道路

道路は、生活、生産活動の基盤となり、村土利用の基軸となるものである。したがって、沖縄自動車道及び国道、県道、村道、農道などのそれぞれの道路機能に対応した整備による道路網を強化拡充する。特に、本村の都市構造の構築や周辺市町村との有機的連結をはかるうえで重要となる東西道路について、周辺土地利用や既成道路網との整合性、地域開発動向等をふまえ、道路整備を推進していく。道路整備にあたっては、本村の有する環境特性に十分配慮し、歩行者の安全確保や沿線の修景緑化・美化などによる快適環境づくりを推進する。

また、本村における南北方向の主要幹線道である国道 329 号においては、慢性的な交通渋滞が発生するという状況にあることから、将来的な渋滞緩和への対応策として、中城湾岸域を取り巻く広域的な開発動向と中南部における南北道路の連携強化に対応しながら、かつ陸域との関連や自然環境、生活環境及び景観の分断に十分配慮した上で、329 号バイパスの整備促進を検討する。

(6) 宅地

住宅地は、村民の暮らしの拠点であり、今後とも村民生活の変化や生活環境への整備要望に対応して、居住環境の改善に努める。特に、都市化の進展にともない農村集落が大きく変化しているが、それぞれの集落の立地特性を生かし、すぐれた環境特性を保全するような生活環境整備を推進する。また、新たな住宅地需要については、適正に配置誘導し、計画的な住宅地形成を図る。

商工業用地は、自然環境や生活環境等との調和に十分配慮し、既存企業の育成とともに適正な新規企業の誘致を推進していく。とくに、本村の都市近郊性、世界文化遺産に登録された中城城跡を生かして、観光・ツーリズム産業等の発展可能性を考慮し、多様な産業活動の進展に向けた用地の確保等の基盤づくりを推進する。また、南上原地区の土地区画整理事業や久場・泊地区の市街化区域編入を基盤として、新たな企業の誘致や起業家への支援により雇用機会の拡大を支援する。

(7) その他

①公用・公共用施設の用地

公用・公共用施設は、今後とも村民の意識・価値観の変化をはじめ、高齢化や国際化、情報化の進展、生涯学習ニーズの高まり等による行政需要の拡大に対応して、適正に配置・整備し、必要な用地の確保に努めるものとする。

②レクリエーション用地

レクリエーション用地は、近年における時代動向としての余暇活動への需要拡大と観光・ツーリズムの進展にも対応した交流地区として、本村の自然的、歴史的な地域環境を生かすことを基本とする。優れた自然環境についてはその保全に努めるとともに、施設については適正に配置・整備し、その優れた景観を生かした土地利用を図る。特に、本村のシンボルである中城城跡及びその周辺地域においては、歴史的環境の保全とともに整備活用を図る。

(8)沿岸地域

沿岸地域は、今後とも海浜景観の向上や海水汚染の防止等の環境保全に努め、漁業振興のための機能の拡充を推進する。また、生活環境や農業生産環境等との調和を図るとともに、海浜の優れた自然環境、エココースト事業区域や中城浜漁港等を拠点とし、特性を活かした観光・ツーリズムに関連した産業振興を図っていく。

第2章 利用区分ごとの規模の目標及びエリア別の村土利用の目標

1. 利用区分ごとの規模の目標

(1) 基準年次及び目標年次

この計画の期間は、平成22年(2010年)を基準年次に、平成33年(2021年)を目標年次とする。また、中間年次を平成28年(2016年)とする

(2) 目標年次における将来人口の想定

全国的に少子化の進行がみられるなか、本村においては人口の増加傾向にあり、目標年次の平成33年(2021年)において、約22,000人と想定する。

(3)目標の設定方法

村土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の村土利用の現況と変化についての調査に基づき、想定される将来人口等を前提とし、各種計画の動向に配慮しながら、利用区分別に必要な土地利用面積を予測し、土地利用の実態との調整を行って定めるものとする。

(4) 目標年次における規模の目標

目標年次における利用区分ごとの規模の目標を、次頁に示す。

表:利用区分ごとの村土利用の規模の目標

単位 面積:ha _{構成比:%}

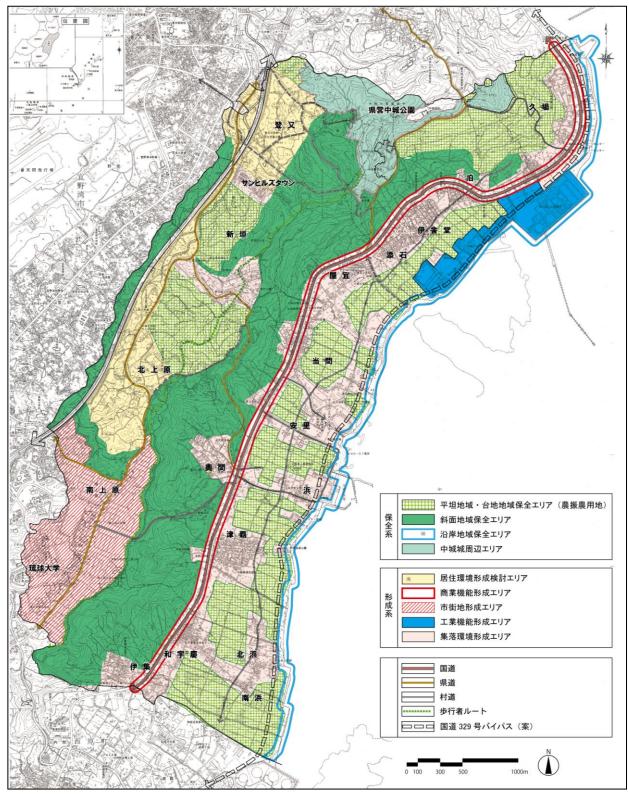
						<u> </u>
	年					標
利用区	分	平成12年	平成17年	平成22年	平成28年	平成33年
農用地	į	682.8	617. 2	589.4	579.0	569.0
1,12,713-6		44. 2%	39. 9%	38. 1%	37. 5%	36. 8%
	田	-	-	-	-	_
	畑	682. 8 44. 2%	617. 2 39. 9%	589. 0 38. 1%	579. 0 37. 5%	569. 0 36. 8%
	採草放牧地	-	-	_	_	-
森林		275. 6 17. 8%	255. 0 16. 5%	255. 0 16. 5%	254. 0 16. 4%	253. 0 16. 4%
原野		70. 9 4. 6%	70. 9 4. 6%	70. 9 4. 6%	70. 9 4. 6%	70. 9 4. 6%
水面•	河川・水路	20. 3 1. 3%	20. 3 1. 3%	20. 3 1. 3%	19. 3 1. 2%	19. 3 1. 2%
	水面	4. 3 0. 3%	4 . 3 0. 3%	4 . 3 0. 3%	3. 3 0. 2%	3. 3 0. 2%
	河川	2. 3 0. 1%	2. 3 0. 1%	2. 3 0. 1%	2. 3 0. 1%	2. 3 0. 1%
	水路	13. 7 0. 9%	13. 7 0. 9%	13. 7 _{0. 9%}	13. 7 0. 9%	13. 7 0. 9%
道路		162. 0 10. 5%	165. 7 10. 7%	170. 1 11. 0%	173. 0 11. 2%	176. 0 11. 4%
	一般道	120. 3 7. 8%	130. 6 8. 4%	133. 9 8. 7%	136. 8 8. 8%	139. 8 9. 0%
	農道	36. 7 2. 4%	30. 1 1. 9%	31. 2 2. 0%	31. 2 2. 0%	31. 2 2. 0%
	その他	5. 0 0. 3%	5. 0 _{0. 3%}	5. 0 0. 3%	5. 0 0. 3%	5.0 0.3%
宅地		207. 3 13. 4%	185. 9 12. 0%	203. 1 13. 1%	237. 6 15. 4%	249. 6 16. 1%
	住宅地	142. 9 9. 2%	141. 2 9. 1%	153. 1 9. 9%	158. 0 10. 2%	161. 0 10. 4%
	工業用地	38. 2 2. 5%	6. 8 0. 4%	9. 3 0. 6%	28. 9 1. 9%	29. 9 1. 9%
	事務所・店舗等	26. 2 1. 7%	37. 9 2. 5%	40. 7 2. 6%	50. 7 3. 3%	58. 7 3. 8%
その他	1	127. 1 8. 2%	231. 0 14. 9%	237. 2 15. 3%	212. 2 13. 7%	208. 2 13. 5%
村土合	計	1, 546. 0 100. 0%	1, 546. 0 100. 0%	1, 546. 0 100. 0%	1, 546. 0 100. 0%	1, 546 . 0 100. 0%

2. エリア別の村土利用の目標

(1) エリア区分

エリア区分は、本村における地形条件や社会的・経済的条件を考慮し、さらに総合計画で掲げる今後10年間の施策展開から、保全系と形成系に区分した。

図:エリア区分図



(2) エリア別の村土利用の目標

エリア別の村土利用の目標は以下のとおりである。

表:エリア別の村土利用の目標

	エリア名称	具体的な地区範囲	今後の村土利用の目標
	平坦地域・台地地域保 全エリア	平坦地域・台地地域にお ける農振農用地・農業用 施設等	・良好な営農環境と農地の持つ多様な機能を保持するため、農地の保全を推進する。
保全	斜面地域保全エリア	斜面地域において農振 農用地・農業用施設等を 除いた範囲	・優れた自然の風景地である当該エリアについては、 景観及び環境の保全を推進する。 ・良好な斜面地景観を保全するための環境育成、美 化活動に努める。 ・防災上の観点から、崩落危険箇所等についての災 害防止策を講じる。
系	沿岸地域保全エリア	沿岸地域	・優れた自然の風景地である当該エリアについては、 景観及び環境の保全を推進する。 ・良好な海岸景観を保全するための植林やゴミ拾い 等の環境育成、美化活動に努める。
	中城城跡周辺エリア	史跡指定範囲及びバッ ファゾーンの範囲	・史跡地及びそのバッファゾーンに関しては、世界 遺産としての価値を損なうことのないように、各 種開発に対する規制を図っていく。
	居住環境形成検討エリア	北上原・登又地区	・将来的な居住ニーズの動向を見ながら、市街地と しての土地利用を検討する。
	商業機能形成エリア	国道329号沿線	・下地区における商業機能の集積を図り、村民の日常的な購買活動に資する利用を検討する。 ・村内の主要幹線道路として、良好な沿道景観の形成を図っていく。
形成系	市街地形成エリア 南上原地区		・保留地の処分を進めながら、土地区画整理事業を推進する。 ・海岸からの眺望や斜面緑地との連続性に配慮した景観形成を図る。 ・敷地内緑化等の手法を用いるなどして、良好な景観形成を図る。
	工業機能形成エリア	久場・泊地区	・市街化区域編入の検討を継続しつつ、産業振興の ための工業系業務機能の集積を図る。 ・敷地内緑化等の手法を用いるなどして、良好な景 観形成を図る。
	集落環境形成エリア	平坦地域・台地地域形成 エリアにおける農振農 用地以外の範囲	・既存集落を中心に、快適な生活環境の形成を図る。 ・集落の生活環境に配慮し地域住民で合意に基づく 土地利用を図る。

第3章第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1. 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。

2. 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法、都市計画法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等の土地利用関係諸法の適切な運用や規制等の措置によって相互調整を講じ、総合的かつ計画的な村土利用を図る。

3. 地域整備施策の推進

地域ごとの均衡ある発展を図るために、立地特性を生かしつつ、村民ニーズに適切に対応した 生活環境基盤を整備拡充する。そのためには、すぐれた自然景観や歴史的環境との整合性に十分 配慮し、村づくりの諸施策の総合的かつ計画的な推進によって、地域環境の整備に努める。

4. 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保

- ①村土を自然災害から守り、安全性を確保するために、土地利用に係る各種の開発行為等に対し、 適切な規制と誘導等の必要な措置を講ずる。
- ②村民が健康で快適な生活を実現するために、良好な生活及び生産環境の保全と整備、自然緑地の保全と緑化の推進、公害の防止、歴史的風土の保存、有形無形文化財の保護と活用等を諸制度のもとに適正かつ総合的に対処し、土地利用の適正化に努める。
- ③集落域は、村民の暮らしの拠点として安全性、快適性の向上及び地域コミュニティの創出等良好な居住環境をめざし、それぞれの立地特性を生かし、すぐれた集落景観の保全育成とともに生活環境施設を整備拡充する。
- ④市街化調整区域の、今後計画的に市街化を検討する区域については、上位・関連計画との整合の中で、地区計画を定め、良好な都市環境の確保や都市機能の更新、居住環境確保等について地区の特性を活かした総合的な整備を検討していく。
- ⑤都市計画法第34条第12号該当による開発許可取得によって、自己の居住の用に供する建築物の 建築が可能となることから、開発周辺区域における景観面での不調和を起こさぬよう検討を行う。
- ⑥河川及び水路は、雨水の円滑な処理のうえで重要な役割を果たしており、今後とも地域実情に 即した整備と有機的な連結の拡充を図りつつ、公共下水道の普及とともに水質の保全や自然環 境の復元を図り、衛生的な居住環境の確保に努める。
- ⑦道路及び交通施設は、村民生活や産業振興の基盤であり、今後とも安全で快適な道路交通の環境づくりを推進する。そのためには、必要な道路用地を確保し、道路機能に対応した整備とネットワークを強化し、村土の発展とまとまりを形成していく。また、道路の安全施設の整備拡充と沿線の修景緑化・美化等によって、地域環境に調和した安全で快適な道路環境の創出を図る。

⑧市街化区域においては、土地区画整理事業の推進による新しいまちづくりが展開されており、 今後の進捗に合わせて、住環境と文化交流拠点の形成に努める。

また、斜面緑地を境に二分化された平坦地域・台地地域ごとに村民の生活に対応する商業地や住宅地の形成を検討する。

5. 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、いったん転換された土地利用が容易には元に戻せないこと、 また、その影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社 会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行う。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画 の見直し等の適切な措置を講じる。

- ①農用地の利用転換については、基幹産業としての農業の振興発展を図るために、他利用への無 秩序な利用を抑制し、計画的な調整によって必要最小限度に行うものとする。とくに、優良農 用地を極力保全し、農業生産の安定した拡大を図るために、新たな農業経営や農業生産技術の 導入等による農用地の高度利用に努める。
- ②森林の利用転換については、森林機能としての防災等の村土保全、水源涵養、環境の浄化や自然景観の創出等の重要性をふまえ、周辺の土地利用との調整を図りつつ、必要最小限で行うものとする。
- ③大規模な土地利用の転換については、多面的な影響が広範囲におよぶことから、計画段階における環境的側面の検討や、事業実施段階における周辺地域を含めた環境影響評価等の実施により、生活及び生産環境をはじめ広域的な視点等に十分考慮し、適正な土地利用の確保に努める。

6. 土地の有効利用の促進

- ①農用地は、農業振興地域整備計画に基づき農用地の確保、生産基盤の整備、農業経営の近代化等を推進し、農用地の高度利用と生産性の向上に努める。とくに、遊休農地の解消や農地の流動化等を促進しつつ、適正作目の導入等によって農用地の有効利用を図る。
- ②森林は、その機能の強化拡充に向けた自然林の保全と計画的な造林を推進し、地域景観づくり や公園・レクリエーションの拠点等としての有効利用に努める。
- ③集落は、安全性、利便性、快適性等を考慮した良好な居住環境を創出しつつ、既存宅地の有効利用と主要道路・集落域との関連を考慮して新規宅地の確保に努め、集落域の有効利用を図る。また、琉球大学の周辺地域は、土地区画整理事業等による市街地環境の整備を推進し、隣接市町との一体的な都市基盤整備による学園都市づくりを総合的、計画的に促進し、効果的な村土利用に努める。

- ④沿岸地域は、漁業関係者との調整のもとに観光・ツーリズム産業の進展による活用等を検討し、 土地の有効利用を図る。
- ⑤沖縄電力吉の浦火力発電所の周辺地域においては、地域産業拠点を形成する工業適地を確保するため、今後も継続的な市街化区域への編入を図っていきます。
- ⑥その他、公共・公用施設及びレクリエーション施設等の諸施設は、村民ニーズとその機能に応じ、計画的な整備を推進する。また、近年、墓地用地の需要の高まりを反映して、無秩序な建設があるため、「中城村墓地整備基本計画」に基づき、公営墓地の整備を行うとともに、その規制と一定地域への誘導を行い、村土の均衡ある利用に努める。

7. 村土に関する調査の推進及び成果の普及、啓発

村土の総合的かつ計画的な利用を確立するために、必要に応じ土地利用に関する各種調査や情報の収集等を行い、的確な実態把握に基づいた土地利用施策等を推進する。また、村民に対して村土利用に関する理解を促進するために、調査成果や各種情報等の普及、啓発に努める。

図:中城村土地利用現況図(平成23年データ)

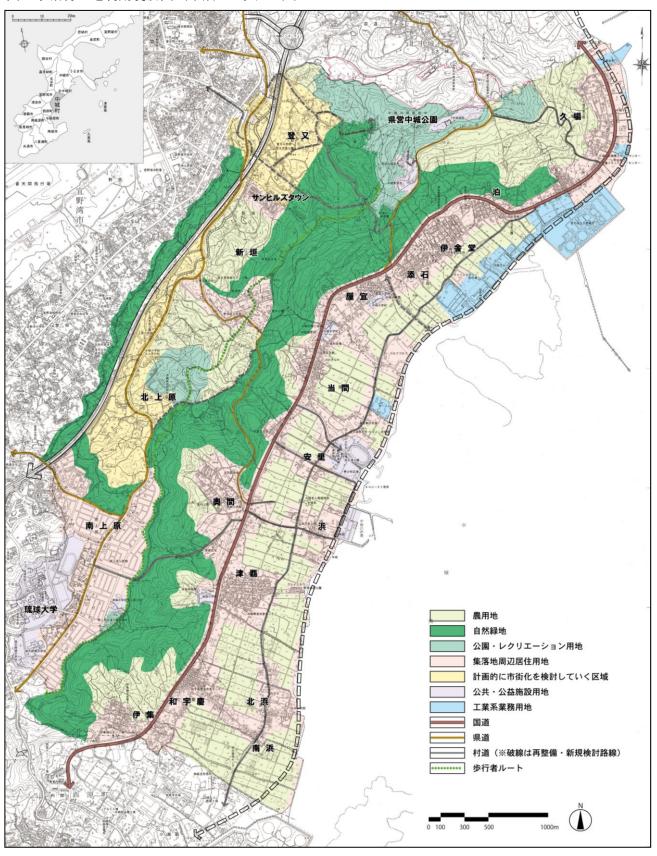
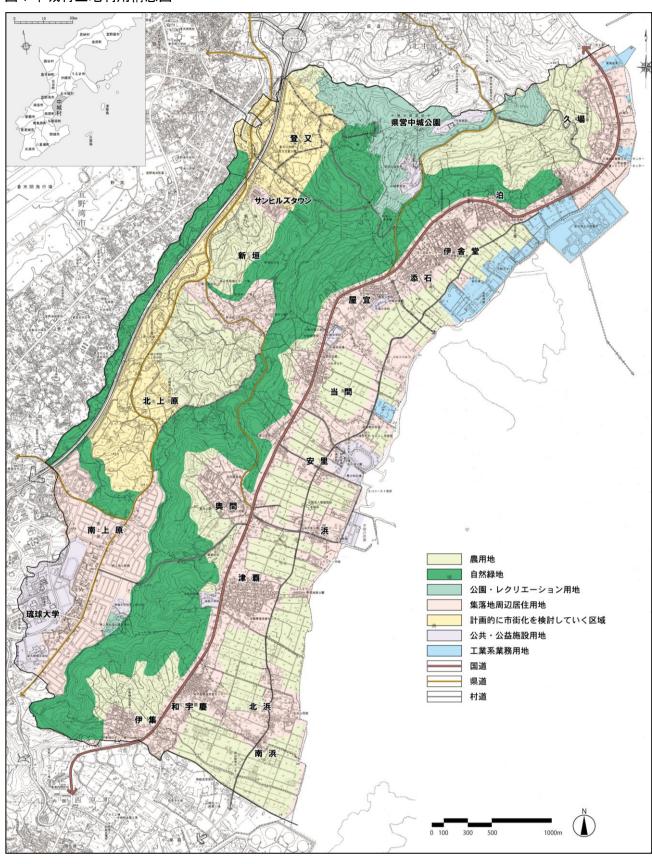


図:中城村土地利用構想図





1. 人口・世帯数の推移及び村土利用の推移

資料:国勢調査(人口・世帯数)

			平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
		総数(人)	12,060	13,832	14,987	15,798	17,680
	人	男性(人)	6,257	7,062	7,653	8,041	8,881
人		構成比(%)	51.9%	51.1%	51.1%	50.9%	50.2%
		女性(人)	5,803	6,770	7,334	7,757	8,799
		構成比(%)	48.1%	48.9%	48.9%	49.1%	49.8%
		総数(人)	1,295	1,772	1,155	811	1,882
	対	増加率(%)	12.0%	14.7%	8.4%	5.4%	11.9%
	対 前 回 増	男性(人)	737	805	591	388	840
	凹	増加率(%)	13.4%	12.9%	8.4%	5.1%	10.49
	加	女性(人)	558	967	564	423	1,042
		増加率(%)	10.6%	16.7%	8.3%	5.8%	13.49
	人口密	密度 人/km ^d	780	895	969	1,022	1,144
	世	!帯総数	3,434	4,185	4,622	5,333	6,268
世	対	増加数	780	751	437	711	935
₩	前回	増加率(%)	29.4%	21.9%	10.4%	15.4%	17.59
帯		当たり人員	3.5	3.3	3.2	3.0	2.8
-	1世市	アヨたり入員	757.0	710.0		617.2	589.4
	Į.	農用地	49.0%	45.9%	682.8 44.2%	39.9%	38.19
		田	-	-	-	-	-
			757.0	710.0	682.8	617.2	589.0
		畑	49.0%	45.9%	44.2%	39.9%	38.19
		採草放牧地	-	-	-	-	_
-		森林	284.0	276.9	275.6	255.0	255.0
		<i>አ</i> ሉ ባጥ	18.4%	17.9%	17.8%	16.5%	16.59
		百厩	74.2	72.0	70.9	70.9	70.9
	原野		4.8%	4.7%	4.6%	4.6%	4.69
	水面。	河川・水路	21.4	20.3	20.3	20.3	20.3
	/,\ш	7.37.1 53.6H	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.39
		水面	5.4	4.3	4.3	4.3	4.3
		77.2	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.39
		河川	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
地			0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.19
		水路	13.7	13.7	13.7	13.7	13.7
目		7.24	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.99
h		道路	135.8	139.8	162.0	165.7	170.1
а			8.8%	9.0%	10.5%	10.7%	11.09
_		一般道	100.0	104.0	120.3	130.6	133.9
			6.5%	6.7%	7.8%	8.4%	8.79
		農道	30.8	30.8	36.7	30.1	31.2
			2.0%	2.0%	2.4%	1.9%	2.09
		その他	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
-			0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.39
		宅地	202.9	205.1	207.3	185.9	203.1
			13.1%	13.3%	13.4%	12.0%	13.19
		住宅地	149.5	146.2	142.9	141.2	153.1
			9.7%	9.5%	9.2%	9.1%	9.99
		工業用地	32.4	35.0	38.2	6.8	9.3
			2.1%	2.3%	2.5%	0.4%	0.69 40. 7
		事務所・店舗等	21.0	23.9	26.2	37.9	
-		1	1.4%	1.5%	1.7%	2.4%	2.6
-	その他		70.7	121.9 7.9%	127.1	231.0	237.2
-			4.6%		8.2%	14.9%	15.39
;	村土合計		1,546.0	1,546.0	1,546.0	1,546.0	1,546.0
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.09

2. 過去からの人口推移

資料:国勢調査

		人口及	び 世 帯 数			子供・	老人別	
年 代	総数	男	女	世帯数	15歳未満	65歳以上	15歳未満	65歳以上
大正 9年国調(1920年)	17,774	8,305	9,469	3,740				
大正14年国調(1925年)	17,200	8,062	9,138	3,708				
昭和 5年国調(1930年)	17,141	7,961	9,180	3,705				
昭和10年国調(1935年)	17,820	8,359	9,461	3,790				
昭和15年国調(1940年)	16,731	7,721	9,010	3,642				
昭和25年国調(1950年)	9,728	4,494	5,234	2,112	昭和21年5月	120日 北中均	成村が分離	
昭和30年国調(1955年)	10,143	4,804	5,339	1,968				
昭和35年国調(1960年)	10,401	5,046	5,355	1,998				
昭和40年国調(1965年)	10,091	4,895	5,196	1,900				
昭和45年国調(1970年)	9,747	4,703	5,044	1,931				
昭和50年国調(1975年)	10,315	5,105	5,210	2,086				
昭和55年国調(1980年)	10,346	5,203	5,143	2,250				
昭和60年国調(1985年)	10,765	5,520	5,245	2,654				
平成 2年国調(1990年)	12,060	6,257	5,803	3,434	2,424	1,560	20.1%	12.9%
平成 7年国調(1995年)	13,832	7,062	6,770	4,185	2 759	1 775	19.9%	12.8%
平成12年国調(2000年)	14,987	7,653	7,334	4,622	2 771	2 263	18.5%	15.1%
平成17年国調(2005年)	15,798	8,041	7,757	5,333	2,701	2,627	17.1%	16.6%
平成22年国調(2010年)	17,680	8,881	8,799	6,268	2,904	2,913	16.4%	16.5%

3. 年齢階層別人口の推移(5歳階層別)

資料:国勢調査

		平	成2年度	Ę	平	成7年度	Ę	平月	或12年 <i>[</i>	变	平月	或17年 <i>[</i>	芰	平月	或22年原	隻
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
	総 数	12,060	6,257	5,803	13,832	7,062	6,770	14,987	7,653	7,334	15,798	8,041	7,757	17,680	8,881	8,799
	0–4	705	346	359	788	421	367	754	379	375	796	407	389	989	495	494
	5–9	834	446	388	936	452	484	941	517	424	885	452	433	943	481	462
	10-14	885	461	424	1,035	536	499	1,076	517	559	1,020	548	472	972	495	477
	15-19	1,065	573	492	1,142	594	548	1,155	608	547	1,117	564	553	1,101	573	528
	20-24	1,285	764	521	1,505	844	661	1,376	772	604	1,319	750	569	1,362	687	675
	25–29	778	411	367	932	504	428	1,092	589	503	1,076	558	518	1,095	569	526
	30-34	873	489	384	841	425	416	917	468	449	1,116	579	537	1,246	631	615
	35-39	937	537	400	1,050	569	481	916	470	446	1,004	524	480	1,308	666	642
	40-44	751	430	321	1,071	589	482	1,140	606	534	997	509	488	1,149	600	549
_	45–49	527	268	259	823	460	363	1,142	628	514	1,192	638	554	1,097	572	525
年齡	50-54	673	355	318	569	281	288	877	483	394	1,164	623	541	1,240	657	583
区分	55-59	647	339	308	708	368	340	613	309	304	869	468	401	1,217	628	589
	60-64	524	251	273	657	346	311	714	365	349	604	290	314	942	499	443
	65–69	446	177	269	513	244	269	675	352	323	714	364	350	621	300	321
	70-74	421	167	254	433	159	274	495	225	270	659	332	327	708	354	354
	75-79	263	95	168	373	132	241	395	149	246	457	203	254	613	289	324
	80-84	210	73	137	219	66	153	352	110	242	355	110	245	425	186	239
	85–89	133	38	95	140	46	94	207	60	147	264	70	194	288	79	209
	90-94	70	22	48	70	18	52	91	23	68	132	36	96	190	44	146
	95–99	14	3	11	25	8	17	38	13	25	32	5	27	59	10	49
	100歳以上	3	0	3	2	0	2	10	3	7	14	-	14	9	1	8
	不詳	16	12	4	0	0	0	11	7	4	12	11	1	106	65	41
15	歳未満人口	2,424	1,253	1,171	2,759	1,409	1,350	2,771	1,413	1,358	2,701	1,407	1,294	2,904	1,471	1,433
	対総数比(%)	20.1%	20.0%	20.2%	19.9%	20.0%	19.9%	18.5%	18.5%	18.5%	17.1%	17.5%	16.7%	16.4%	16.6%	16.3%
15	歳~65歳人口	8,060	4,417	3,643	9,298	4,980	4,318	9,942	5,298	4,644	10,458	5,503	4,955	11,757	6,082	5,675
	対総数比(%)	66.8%	70.6%	62.8%	67.2%	70.5%	63.8%	66.3%	69.2%	63.3%	66.2%	68.4%	63.9%	66.5%	68.5%	64.5%
65	歳以上人口	1,560	575	985	1,775	673	1,102	2,263	935	1,328	2,627	1,120	1,507	2,913	1,263	1,650
L	対総数比(%)	12.9%	9.2%	17.0%	12.8%	9.5%	16.3%	15.1%	12.2%	18.1%	16.6%	13.9%	19.4%	16.5%	14.2%	18.8%

4. 産業別就業者数推移

資料:国勢調査

	19	 90年(平成	2年国勢調	査)	19	95年(平成	7年国勢調	査)	200	0年(平成1	2年国勢調	査)
区分	総数(人)	男(人)	女(人)	構成比 (%)	総数(人)	男(人)	女(人)	構成比 (%)	総数(人)	男(人)	女(人)	構成比 (%)
農業	826	611	215	16.6	745	579	166	12.8	522	386	136	8.3
林業•狩猟業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業•水産養殖業	28	28	0	0.6	29	29	0	0.5	33	30	3	0.5
第一次産業 計	854	639	215	17.2	774	608	166	13.4	555	416	139	8.8
鉱業	2	1	1	0.1	3	3	0	0.1	4	2	2	0.1
建設業	932	850	82	18.7	1,018	917	101	17.6	1,201	1,086	115	19.1
製造業	444	271	173	8.9	439	269	170	7.5	433	267	166	6.9
第二次産業 計	1,378	1,122	256	27.7	1,460	1,189	271	25.2	1,638	1,355	283	26.1
卸売・小売業	908	416	492	18.3	1,136	535	601	19.6	1,341	621	720	21.3
金融•保健•不動産	95	41	54	1.9	152	69	83	2.6	134	65	69	2.1
運輸•通信業	291	268	23	5.8	297	265	32	5.2	366	324	42	5.8
電気・ガス・水道業	21	18	3	0.4	32	31	1	0.6	23	20	3	0.4
サービス業	1,218	633	585	24.5	1,711	841	870	29.6	1,935	912	1,023	30.8
公務	190	143	47	3.8	216	156	60	3.7	293	183	110	4.7
第三次産業 計	2,723	1,519	1,204	54.7	3,544	1,897	1,647	61.3	4,092	2,125	1,967	65.1
分類不能の産業	19	11	8	0.4	7	3	4	0.1	0	0	0	0
合計	4,974	3,291	1,683	100	5,785	3,697	2,088	100	6,285	3,896	2,389	100

	200	5年(平成1	7年国勢調	 査)	201	0年(平成2	2年国勢調	査)
区分	総数(人)	男(人)	女(人)	構成比 (%)	総数(人)	男(人)	女(人)	構成比 (%)
農業	409	321	88	6.2	372	290	82	5
林業•狩猟業	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業•水産養殖業	31	31	0	0.5	32	32	0	0.4
第一次産業 計	440	352	88	6.7	404	322	82	5.6
鉱業	3	1	2	0	2	1	1	0
建設業	1,033	915	118	15.7	959	833	126	12.8
製造業	415	261	154	6.3	483	303	180	6.4
第二次産業 計	1,451	1,177	274	22.1	1444	1137	307	20.1
卸売•小売業	1,177	579	598	17.9	1156	553	603	15.4
金融•保健•不動産	131	65	66	2	225	119	106	3
運輸•通信業	383	321	62	5.8	501	398	103	6.7
電気・ガス・水道業	38	34	4	0.6	45	38	7	0.6
サービス業	2,658	1,188	1.47	40.5	3101	1310	1791	41.2
公務	274	186	88	4.2	322	224	98	4.3
第三次産業 計	4,661	2,373	2,288	71	5350	2642	2708	74.3
分類不能の産業	10	7	3	0.2	315	196	119	4.2
合計	6,562	3,909	2,653	100	7513	4101	3412	100

5. 土地利用の定義

土地利用の定義

利用区分等		定義	把 握 方 法
農	用地	農地法第2条1項に定める農地及び 採草放牧地	田+畑+採草放牧地
	田	水田	「固定資産概要調書」(第2表総括表)の田{一般田}+ {介在田}の非課税地籍+評価総地籍の合計 → 該当なし
	畑	畑	「固定資産概要調書」(第2表総括表)の 畑{一般畑}+ {介在畑}の非課税地籍+評価総地籍の合計
	採草放 牧地	農業以外の土地で、主として耕作又は、養畜の事業の ための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの	該当なし
森	林	(1)水源かん養機能等維持増進森林 (2)環境保全機能等維持増進森林	「中城村森林整備計画」自平成18年4月1日至平成28年3 月31日 別表1公益的機能別施業森林の区域面積の総合計
原	野		※各種台帳等
水面∙河]川∙水路	水面、河川及び水路	水面+河川+水路
	水面	湖沼並びにため池の満水時の水面面積	※各種台帳等(都市建設課管理資料より)
	河川	河川法等の河川	※各種台帳等(都市建設課管理資料より)
	水路	排水路(農業用用排水路等)	※各種台帳等(都市建設課管理資料より)
道	路	一般道、農道、その他道路	一般道+農道+その他道路
	一般道	道路台帳等管理道路(都市建設課管理資料)	※道路台帳等(都市建設課管理資料より)
	農道	農道台帳等管理道路(農林水産課管理資料)	平成60年以前は台帳や資料がないため、第2次国土利用 計画より採用、それ以降は農道台帳と農地保全整備事業 の潰れ地台帳から集計
	その他	道路台帳等管理その他道路(都市建設課管理資料)	※道路台帳等(都市建設課管理資料より)
宅	地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために 必要な土地	住宅地+工業用地+事務所・店舗等
	住宅地	「固定資産の価値等の概要調書」の土地概要調書の評価総地籍の住宅用地	「固定資産概要調書」(第2表総括表)の 宅地{小規模住宅用地}+{一般住宅地}の評価総地籍
	工業用地	工業の用に供する土地で、原則として工業統計の事業 所敷地面積について全数調査して得た面積	「工業統計調査」で従業員30人以上の工場を対象に(工 業調査票甲)にいう「事業所敷地面積」
	事務所・ 店舗等	「固定資産の価値等の概要調書」の土地概要調書の評価総地籍の住宅以外の用地から工業用地を除いた面積	「固定資産概要調書」(第2表総括表)の {住宅用地以外の 宅地}評価総地籍-{工業用地面積}
そ (の他	上の利用区分に該当しない土地(雑種地等)	村土合計から 上の利用区分を差引く

6. 利用区分別単位の推移

(1)農用地面積の推移

村土面積(1.546ha) 単位:ha,%

年 区分	農地	田	採草放牧地	農用地合計	村土面積に占める割合
17年	617.2	-	-	617.2	40%
18年	607.2	_	_	607.2	39%
19年	602.1	-	-	602.1	39%
20年	599.0	-	-	599.0	39%
21年	594.7	_	_	594.7	38%
22年	589.4	ı	-	589.4	38%

(2) 森林面積 / 原野面積の推移

村土面積(1.546ha) 単位:ha,%

年	森林	村土面積に占める森 林の割合	原 野	村土面積に占める原 野の割合
17年	255.0	16%	70.9	5%
18年	255.0	16%	70.9	5%
19年	255.0	16%	70.9	5%
20年	255.0	16%	70.9	5%
21年	255.0	16%	70.9	5%
22年	255.0	16%	70.9	5%

(3) 水面, 河川、及び水路の面積の推移

村土面積(1.546ha) 単位:ha,%

年	水面	河川	水路	合計	村土面積に占める割合
17年	4.3	2.3	13.7	20.3	1%
18年	4.3	2.3	13.7	20.3	1%
19年	4.3	2.3	13.7	20.3	1%
20年	4.3	2.3	13.7	20.3	1%
21年	4.3	2.3	13.7	20.3	1%
22年	4.3	2.3	13.7	20.3	1%

(4) 道路面積と関係指標の推移

村土面積(1.546ha) 単位:ha,%

年	一般道路	農道	その他の 道路	合計	村土面積に占める割合
17年	130.6	30.1	5.0	165.7	11%
18年	130.6	30.1	5.0	165.7	11%
19年	131.9	30.1	5.0	167.0	11%
20年	131.9	30.1	5.0	167.0	11%
21年	133.8	31.2	5.0	170.0	11%
22年	133.9	31.2	5.0	170.1	11%

(5) 宅地面積の推移

村土面積(1.546ha) 単位:ha,%

区 分	住宅地	工業用地	事務所,店舗	合計	村土面積に占める割合
17年	141.2	6.8	37.9	185.9	12%
18年	145	9.3	35.9	189.7	12%
19年	146.7	9.3	36.2	192.1	12%
20年	148.6	9.3	36.7	194.6	13%
21年	151.1	9.3	37.4	197.7	13%
22年	153.1	9.3	40.7	203.1	13%

(6) その他面積の推移

村土面積(1.546ha) 単位:ha,%

区分 年	その他	村土面積に占める割合
17年	301.8	20%
18年	308.0	20%
19年	309.5	20%
20年	310.1	20%
21年	308.3	20%
22年	308.1	20%

※ 工業用地面積と関係指標の推移と目標

面積単位:ha

区分	工業用地面積	従業者数(人)	従業者1人当り
平成17年	6.79	321.0	2.1
18年	9.27	369.0	2.5
19年	9.27	372.0	2.5
20年	9.27	360.0	2.6
21年	9.27	347.0	2.7
22年	9.27	341.0	2.7

平成17年	工業用地面積(㎡)	従業者数(人)	平成18年	工業用地面積(㎡)	従業者数(人)
A(株)	14,613	46	A(株)	14,613	46
B(株)	27,487	89	B(株)	27,487	81
(株)C	24,127	138	(株)C	24,127	139
(有)D	1,652	48	(有)D	3,452	62
			E(株)	23,057	41
合計	67,879	321	合計	92,736	369

平成19年	工業用地面積(㎡)	従業者数(人)	平成20年	工業用地面積(㎡)	従業者数(人)
A(株)	14,613	46	A(株)	14,613	42
B(株)	27,487	81	B(株)	27,487	70
(株)C	24,127	140	(株)C	24,127	139
(有)D	3,452	65	侑)D	3,452	66
E(株)	23,057	40	E(株)	23,057	43
合計	92,736	372	合計	92,736	360

平成21年	工業用地面積(㎡)	従業者数(人)	平成22年	工業用地面積(㎡)	従業者数(人)
A(株)	14,613	42	A(株)	14,613	40
B(株)	27,487	70	B(株)	27,487	66
(株)C	24,127	130	(株)C	24,127	130
(有)D	3,452	62	(有)D	3,452	66
E(株)	23,057	43	E(株)	23,057	39
合計	92,736	347	合計	92,736	341



1. 第4次中城村国土利用計画策定経緯

平成24年5月18日 第1回中城村国土利用計画等検討委員会

※素案の説明と質疑、審議

平成24年5月 沖縄県との事前調整開始

平成24年6月6月 広報への国土利用計画(素案)の掲載と村HP掲載

※村民意見募集(パブリックコメント)を行う(国土利用計画法第8条4項)

平成24年7月19日 第4次中城村国土利用計画(素案)に係る沖縄県への意見照会

平成24年8月29日 計画(素案)に係る沖縄県関係課からの意見(1回目)

平成24年9月~ 沖縄県との調整や協議

※県指摘に対した計画(素案)の見直し

平成24年12月17日 沖縄県関係課からの意見についての回答と(素案)の再提出

平成25年1月22日 計画(素案)に係る沖縄県関係課からの意見(2回目)

平成25年1月30日 第2回中城村国土利用計画等検討委員会

※県意見に対する回答内容と改正(素案)の説明を含めた審議

平成25年2月1日 沖縄県関係課からの意見についての回答の提出(2回目)

平成25年2月 ~沖縄県との最終調整

平成25年2月20日 第4次中城村国土利用計画(検討委員会案)決定

2月22日 ※委員会(案)決定として村長決済

平成25年3月5日 第4次中城村国土利用計画(案)の議案上程※(国土利用計画法第8条3項)

平成25年3月8日 第4次中城村国土利用計画の原案可決

平成25年3月末日 沖縄県知事報告※(国土利用計画法第8条5項)

2. 中城村国土利用計画等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条中城村における土地の総合的かつ計画的な有効利用について調査、検討し、村土の均衡ある発展 を図るため、中城村国土利用計画等検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条検討委員会は、次に掲げる事項について調査、検討する。
- (1)中城村国土利用計画の策定に関すること。
- (2)中城村国土利用計画の運用に関すること。
- (3) その他村長が土地利用に関して必要と認める事項

(組織)

第3条検討委員会の委員は、副村長、教育長、総務課長、住民生活課長、企画課長、農林水産課長、農業委員会事務局長、都市建設課長、上下水道課長及生涯学習課長をもって組織する。

(会長及び副会長)

- 第4条検討委員会に会長及び副会長を置き、会長は、副村長もって充て、副会長は、教育長をもって充 てる。
- 2会長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条検討委員会はの会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取等)

第6条会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条検討委員会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第8条この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(平成2年4月5日告示第26号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成7年6月22日告示第13号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成9年8月18日告示第14号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(平成24年3月19日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

発行日:平成25 (2013) 年4月

発行:沖縄県中城村

問合せ先:中城村役場 企画課

〒901-2493 沖縄県中城村字当間 176 番地

Tel: 098-895-2131 Fax: 098-895-3048